

平成 29 年度 健康づくり教室受講者募集！

～食生活改善推進員養成講座～



この健康づくり教室は、食生活を中心に生活習慣病を予防するための教室です。
自分の食生活を見直すきっかけに参加してみませんか？そして、ここで学んだ事を食生活改善推進員協議会に入会して家庭や地域で実践し、食生活を通して健康づくりの輪をみんなに広げましょう。
参加ご希望の方は9月4日（月）までに下記連絡先までご連絡ください。

期 日	内 容
9/20(水)	高血圧の予防について・我が家の塩分チェック健康おやつ試食
10/19(木)	糖尿病の予防について・調理実習
11/15(水)	運動の効果と実践(楽しく体を動かそう)
12/20(水)	脂質異常症の予防について・調理実習
1/24(水)	慢性腎臓病の予防について・調理実習
2/21(水)	食生活改善推進員の活動について・健康おやつ試食



(運動教室の様子)

対 象 者：山都町に在住の方（男性も参加できます。）
参加人数：30 名
場 所：矢部保健センター 千寿苑
時 間：午前9時30分～13時まで
午後13時～16時まで（11月15日のみ）
*参加費は無料です。
但し、調理実習がある日は米1合が必要になります。

連絡先
山都町役場・健康福祉課
健康づくり係 担当 片倉
☎72-1295

～あなたを守る！上益城消費生活相談室～

【平成 28 年度消費生活相談の概要】

上益城5町は、広域連携により、各町の垣根を越えた相談室を設置しています。
平成28年度の5町の相談総数は273件でした。また山都町相談室においては56件のご相談がありました。

【こんな相談ありました】

- ・震災関連で、地盤や屋根、リフォーム工事の契約関係
- ・若者の車ローンやクレジット等の多重債務
- ・シニアのパソコン、スマホによるワンクリック請求
- ・覚えのない健康食品が届いた 等



【消費生活に関する学習会、講演会へ講師を派遣します】

悪質商法、生活設計、年金などテーマはいろいろ選べます。対象者は小学生から高齢者まで。開催場所、時間等についてはお早めに役場健康福祉課（72-1229）までご相談ください。

テーマ例：おこづかい学習ゲーム（小学生）、消費者トラブルに巻き込まれない心構え（中学生）、卒業は消費者自立の第1歩（高校生）、最近の消費者トラブルと対処法（一般）
高齢者をめぐる振り込め詐欺等の実態と対策（高齢者）

【上益城消費生活相談室のご案内】

上益城5町にお住まいの方はどなたでもどの町でもご相談できます。
専門相談員がいる曜日・場所は右記のとおりです。午前9時～午後4時。

【上益城消費生活相談室】

月曜日 益城町役場新仮設庁舎 ☎096-286-3210
火曜日 御船町役場 ☎096-282-1226
水曜日 嘉島町役場 ☎096-237-1112
木曜日 甲佐町老人いこいの家 ☎096-234-3223
金曜日 山都町役場 ☎72-3133（金曜のみ）

障がい者福祉だより

今回は重度心身障がい者医療費助成制度についてご紹介します。重度心身障がい者医療費助成制度とは、重度の心身障がい者（児）が医療を受けた場合に医療保険が適用された医療費の自己負担を助成する制度です。

※ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費等除く。
※介護保険給付に係る利用者負担額も対象外です。

助成対象者

- 身体障害者手帳1～2級所持者
- 療育手帳A1～A2所持者
- 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

助成金の額

月々の医療費から次の自己負担額を差し引いた額を支払います。

自己負担額・・・ ○入院のとき 一医療機関につき → 2,040円/月
○入院外の場合 一医療機関につき → 1,020円/月

助成金 = 一部負担金の額 - (※高額療養費等の額 + 付加給付額 + 自己負担額)

※国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の方で高額療養費や付加給付等の支給を受けた場合は支給決定通知書を添付してください。

申請の方法

- ①助成申請書に住所、氏名、電話番号、受給資格者番号を記入し、押印する。
 - ②助成申請書の「医療機関」欄に医療機関からの証明をもらう。
 - ③助成申請書の「調剤薬局」欄に調剤薬局からの証明をもらう。
 - ④領収書を添付し、役場健康福祉課福祉係窓口へ提出する。 ※郵送可
→金額等を確認後、領収書はお返しします。
- ◆申請受付期間は、診療を受けた月の翌月から起算して一年以内です。
例：6月診療分→翌年の6月までに申請

助成金の支給

高額療養費等の確認を行なうため、診療月の3か月後の末日（土日祝日の場合は前日振込）に振り込む流れとなります。

例：6月診療分→9月末日に振込み
振込み日の約1週間前に支給決定通知書を送付します。

資格更新の手続き

毎年7月に所得状況を確認し、資格喪失になる方には通知します。

その他届出

次のいずれかに該当するときは、必ず届け出てください。

- 住所・氏名に変更があるとき
- 加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
- 生活保護を受けたとき
- 受給資格者証を破損もしくは紛失したとき

～申請及び問い合わせ先～

山都町役場 健康福祉課 ☎72-1229
清和支所 健康福祉係 ☎82-2111
蘇陽支所 健康福祉係 ☎83-1111